

東北大学外国人留学生総長特別奨学生制度実施要項

平成22年1月27日総長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、東北大学外国人留学生総長特別奨学生（以下「特別奨学生」という。）の選考及び奨学金の支給等について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 東北大学（以下「本学」という。）の大学院に在籍又は大学院レベルの研究活動を行うため研究生として学部等に在籍（在籍予定を含む。）する外国人留学生で、学業、人物ともに優れた者に対し、奨学金を支給することにより、本学が世界に開かれた大学として世界中から優秀な人材を集め、国際社会で指導的役割を果たす人材を育成することを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、「外国人留学生」とは、外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者）で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生以外の者をいう。

(特別奨学生の資格)

第4条 特別奨学生となることができる者は、本学等に在籍（在籍予定を含む。）する外国人留学生であって、次の各号のいずれかに該当し、学業、人物ともに優れた者とする。ただし、東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）（以下「大学院通則」という。）第44条の15第1項又は第46条の2の規定により、検定料、入学料又は授業料が徴収されていない者は除く。

- 一 中国国家留学基金管理委員会「国家建設高水平大学公派研究生」派遣制度による者
- 二 本学大学院が実施するダブルディグリー又は共同教育プログラムによる者
- 三 その他特定の資質能力を有すると認められる者。ただし、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生を除く。

(特別奨学生の申請)

第5条 特別奨学生に申請する者（以下「申請者」という。）は、在籍する部局の長（在籍予定の者については在籍予定の部局の長。以下「部局長」という。）を通じて、総長に申請するものとする。

(選考委員会)

第6条 総長は、特別奨学生の選考をさせるために、東北大学外国人留学生総長特別奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の構成)

第7条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 委員長
- 二 理事又は副学長のうちから委員長が指名する者
- 三 国際交流戦略室員 若干人

四 その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 委員長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

3 第1項第2号から第4号までの委員は、委員長が委嘱する。

(特別奨学生の決定)

第8条 特別奨学生の決定は、選考委員会の議を経て総長が行う。

2 前項の選考結果は、部局長を通じて申請者あて通知する。

(奨学金の財源)

第9条 奨学金の財源は、総長裁量経費を充てる。

(奨学金の支給額)

第10条 奨学金の支給額は、受給者の在籍区分に応じた授業料等相当額とする。

(奨学金の支給期間)

第11条 奨学金の支給期間は、受給者の在籍区分に応じて、大学院通則第4条若しくは第4条の2に定める標準修業年限、東北大学研究生規程(昭和38年5月15日制定)

第12条に定める在学期間又は本学在籍予定期間を超えないものとする。ただし、研究生を経て本学大学院に入学又は編入学する場合は、支給期間の延長を認める場合がある。

(支給の取消し)

第12条 特別奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、それ以後の奨学金の支給を取り消す。

一 退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合

二 除籍された場合

三 その他奨学金の支給が不相当と認められる場合

(支給の停止及び解除)

第13条 特別奨学生が休学を許可された場合又は休学若しくは停学を命ぜられた場合は、原則として、休学又は停学の期間中の奨学金は支給しない。

2 総長は、前項の規定により奨学金の支給を停止された者について、その理由が止んだ場合には、奨学金の支給の停止を解除することができるものとする。

(事務)

第14条 特別奨学生の選考及び奨学金の支給等にかかる事務は、教育・学生支援部留学生課が行う。

(実施細則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年 1月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第14条の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年9月28日から施行する。